

第5回 村上市歴史的風致維持向上協議会 議事録（概要）

会議名	第5回 村上市歴史的風致維持向上協議会
日時	令和3年3月5日（金）13：30～17：00
会場	村上市教育情報センター会議室A・B（2階）
出席者	<p>【委員】 西村委員、岡崎委員、大場委員、大竹委員、川崎委員、益田委員、川上委員、吉川委員、近藤委員、船山委員、石井委員、江端委員、瀬賀委員、中山委員、板垣（茂）委員、鈴木委員、鶴巻委員、富樫委員、板垣（敏）委員 ※欠席 祝委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局 前田都市調整官</p> <p>【事務局】 高橋市長 都市計画課：大西課長、小野課長補佐、田中係長、山田主任、斎藤主事 生涯学習課：吉井課長補佐、竹内副参事</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 市長挨拶</li> <li>3. 委員紹介</li> <li>4. 会長、副会長の選任について →会長は西村委員、副会長は岡崎委員に決定。</li> <li>5. 会長挨拶</li> <li>6. 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史まちづくり法制度と歴史的風致維持向上計画の概要について 資料1-1及び資料1-2にて説明 ※議事概要については、下記のとおり。</li> <li>(2) 歴史まちづくりに関する取り組み状況について 資料2-1及び資料2-2にて報告 ※議事概要については、下記のとおり。</li> </ol> </li> <li>7. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史まちづくり事業等の成果・効果について 資料3-1及び資料3-2にて説明 有識者（岡崎副会長）からのコメント ※コメント、議事概要については、下記のとおり。</li> <li>(2) 今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて 資料4にて説明 ※議事概要については、下記のとおり。</li> <li>(3) 歴史的風致維持向上計画の変更について 資料5-1、資料5-2及び資料5-3にて説明 →変更計画（原案）のとおり承認。</li> </ol> </li> <li>8. その他</li> <li>9. 閉会</li> </ol>
議事概要	
<p>■報告(1)について</p> <p>●「三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致」とあるが、村上の文化の大半は、三国街道から伝わったものではなく、米沢街道、会津街道から伝わったものである。文化的なことを考慮すれば、会津街道を加えるべきではないか。また、街道と明記しているが、街道という呼び方は新しいもので、出羽道などのように「道」を使用の方が正しいことから留意が必要である。（大場委員）</p> <p>→計画の内容を正確なものにするための良い意見であり、計画に反映すべきである。（西村会長）</p> <p>→事務局未回答</p> <p>※「三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致」内への会津街道の記載については、荒川地域保</p>	

内地区内の場所を示す表現として三国街道、米沢街道を用いているが、次期計画において、文化的なことも考慮した記載とする。また、街道という表現については、新潟県史に習い使用しており、計画書内においても、そのことを明記しているが、次期計画においては考慮したい。(事務局)

#### ■報告(2)について

●今年度、源内塾の改修工事が市において行われたが、本会議の資料に記載がないのはなぜか。(船山委員)  
→自治振興課で実施された事業であるため、記載していなかった。資料の中に追加する。(事務局)

●会議資料内に「塩谷でJ A Z Z」の会場に「マルエス」と記載されているが、「マルマス」が正しい。この資料もホームページ等で公開すると思うので修正すべきである。(瀬賀委員)

→修正する。(事務局)

●会議資料内の「春の庭百景めぐり」の主催者も「村上町屋商人会」となっているが、「城下町村上庭の会」が正しい。(益田委員)

→修正する。(事務局)

●道路美装化について事業は実施していない説明があったが、事業実施にあたっては、舗装形態や外側線などの施工、色彩に留意をすべきであり、選択を誤れば街の雰囲気、景観が変わってしまう恐れがある。黒色アスファルト舗装であっても歴史的建造物を引き立てており、美装化しすぎると道路が目立ってしまう状態にあることから、有識者の意見も確認しつつ、先進地視察などを行い確認した上で実施すべきである。(吉川委員)

→事業を実施する際は有識者に協議しながら進める。(都市計画課)

→市の中でもシックな形で進めることが話に出ているが、意匠については、村上の歴史にない新たな意匠にはできないと聞いている。道路美装化の際には西村先生、岡崎先生にご指導いただくとともにみなさんにも意匠を示すタイミングでまたご意見をいただけるとありがたい。(市長)

●九品仏の文化財指定に向けた取り組みとあるが、歴史的風致形成建造物との違いは何か。(吉川委員)

→文化財の指定によって歴史的資源として、歴史的価値をプラスされると考えてもらいたい。(生涯学習課)

#### ■議事(1)について

##### 【有識者の評価に関するコメント】

●史跡村上城跡整備事業については、調査が継続的に行われていることや、駐車場が整備されたことなど良いと思うが、駐車場の周りの民家に生垣があるのに駐車場のまわりには無い状況である。有識者に相談のうえ、何か検討した方が良いのではないかと。また、村上城跡の入り口に多数ある看板の整理や城下町全体がわかる展示をした方が良い。(岡崎副会長)

●建造物外観修景事業他1事業については、修理、修景が進み、店舗が出店するなど良い状況である。また、村上市はオーセンティシティを加味した修理、修景を行っており、今後も継続的に取り組んでもらいたい。(岡崎副会長)

●道路美装化・無電柱化事業については、事業実施時には有識者や住民の意見を聞きながら意匠などを検討してもらいたい。(岡崎副会長)

●伝統芸能体験事業については、村上まつりの参加者増加に繋がっているかわからないという報告のため、検証が必要である。また、村上まつりは知名度が高くない状況なので、知名度向上のための取り組みを実施すると良い。(岡崎副会長)

##### 【質疑】

●村上城跡の駐車場整備について、駐車場が作られた場所には樹齢100年を超える木や竹林等素晴らしいものがあった。駐車場ができたことは良いことだが、銘木が伐採されたことから、事業実施にあたっては、一部だけでも残すなどの配慮、検討を行いながら整備を実施すべきである。(益田委員)

→樹木の伐採やフェンスの設置など、配慮しながら事業を実施する。(生涯学習課)

●大町地内にある大型商業施設の跡地について、中央商店街振興組合において、駐車場やトイレ、貯水槽など整備提案を行ったが実現に至っていない。建造物の外観が修景され町並みが整備されている状況下において、あのような状態の空地が立地していることは、問題であることから早急な対応が必要である。(近藤委員)

→民間によって購入されることが検討されていることから、状況を注視していく。(都市計画課)

■議事(2)について

●空き家バンクに登録するには人が住める状態であることが条件とされており、登録できない物件がある。空き家となった町家を保存するには、この条件を緩和することが必須であることから、登録条件を緩和すべきである。(吉川委員)

→所管課に報告する。(事務局)

●大場委員より街道の話があったが、出羽街道をPRする取り組みとして、タペストリーや表札、看板等の設置に対する補助制度はあるのか。(近藤委員)

→事務局未回答

※商店街振興組合を対象に商店街の景観を向上させる取り組みに対し補助する事業「まちなか景観魅力アップ事業」の活用が可能であると思われるが、詳細は地域経済振興課に確認してほしい。(事務局)

●建造物の外観修景が進んでいる大町小町の商店街の名が中央商店街となっていると聞いた。大場委員から街道の話があったが、歴史的町並み、空間に変化していることから、歴史的な名称、出羽街道等を使った名称に変更することも良いのでないか。(川上委員)

→事務局未回答

※商店街振興組合に報告する。(事務局)

●中央商店街では、建造物の外観修景が進んでおり、今後、様々な店子の出店が想定されるが、大手のどこの観光地にもある土産物店ではなく、地元の商品を取り扱う店舗の出店が好ましいが、どのように考えているのか。(川上委員)

→大手のどこの観光地にもある土産物店ではなく、地元の商品を取り扱う店舗を出店させるには、商店街振興組合や建造物オーナーによる店子協定が必要である。(都市計画課)

→店子協定について、この法定協議会で何かしら働きかけることはできるのか。例えば全商品のうち何割以上は村上市の商品を販売するなどのルールづくりはできないのか。(川上委員)

→協定は、商店街振興組合や建造物オーナーが行うものであり、この法定協議会において検討した協定案により、そのまま出店規制を行うことはできない。しかしながら、検討、作成した案を商店街振興組合に提案することは可能である。(都市計画課)

→現在外観修景を行った建物で店子を探しているところが数件ある。すぐに動き出してほしい。(吉川委員)

→協定の作成は、商店街振興組合や建造物オーナーが検討すべきものであり、市として先進地などの情報などを提供した上で、協定の締結とともに出店規制を促していく。なお、協定作成にあたっては、商工会議所に協力をお願いしたい。(都市計画課)

■議事(3)について

変更計画(原案)のとおり承認。

■その他

【総評】

●店子の出店問題は、活性化している商店街ではどこでも課題となっているが、不動産業者で情報をキャッチしているところや、面接して店子をチェックしているところなどそれぞれで工夫をしている。協議会でそのようなルール化はできないが、この協議会を通して議論を集め、地域と市の体制づくりに繋げることは重要なこ

とである。村上市は、歴史まちづくりにより環境が激変しており、重要なタイミングである。(西村会長)

●全体的に進んでいて素晴らしい。重要伝統的建造物群保存地区指定に向けても、具体的に進めるようで良いことである。村上市の特徴として、城跡、武家町、町人町、寺町が残っていることがあるので、全体をカバーするために歴史的風致維持向上計画、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観の3つの制度を活用することを検討すべきである。(岡崎副会長)

●村上の町が激変していると聞いており、店子の話や歴史的風致形成店舗認定制度など野心的な取り組みをしていると感じている。国土交通省として、これからもお手伝いさせていただく。(前田都市調整官)

以上